

ケアラー・ヤングケアラーになることでの影響

ケアラーになることでの影響	ヤングケアラーになることでの影響
●心身の健康をそこねている ➡約7割にストレス、常に緊張、睡眠中断・不足etc ●経済的に苦しんでいる ➡介護離職(年間約10万人)、ミッシングワーカー ●精神的に追いつめられている ➡時間の制約、拘束 ➡ケアラーの5人に1人は終日介護 ●孤独を感じ、社会的に孤立している ➡代わりにケアを担ってくれる人…頼めばいるが頼みにくい+いない	●学校生活への影響 ➡「遅刻」、「欠席」、「宿題の遅れ」、「成績不振になる」など ●友人・人間関係への影響／孤立・孤独の影響 ➡学校に行けない、友人と遊べないことで、友人や人間関係に影響 ➡友人関係が希薄化することで、孤立や孤独に ●進学・就職への影響／恋愛・結婚への影響 ➡これからの人生に大きくかわることについても、ケアを担うことで先が見えなかったり、あきらめざるを得ないという影響 ●健康面(身体的・精神的)への影響 ➡「若いから大丈夫」と思われがち ●イメージによる影響 ➡家の手伝いをしている「良い子」というイメージが…

11

ケアラーの4つの特徴

特徴1 「介護は家族」に縛られている

介護は家族がすべきという考え方に縛られて、支援を求めたら「家族なのに介護をするのを嫌がっていると思われるのでないか」という心配から、SOSを出せず孤立する傾向があります。

特徴2 ケアラーが支援の必要性に気づかない

客観的にみると支援が必要な状態であるにもかかわらず、「特徴1」の考え方を背景として、家族が介護をして当然だからと、体調が悪くても助けを求めることすら考えつかないケアラーが多くいます。

特徴3 誰に何を相談したらいいかわからない

誰にとっても初めての経験となる介護は突然始まり、わからないことばかりです。そのうえ、制度は複雑になっており、介護に関連する大きな変化にどうにか対応しようと精一杯の状況で、誰に何を相談していいのかわかりません。

特徴4 将来の見通しがもてない

何歳になったらだいたいこうなるだろうといった予測ができる育児と違って、介護はあまりに多様です。そのため、将来の見通しがもてない、あるいはもちにくい傾向があります。

参考『あなたのまわりの介護者支援ガイド～参考にしたい介護者支援の3つの活動』（日本ケアラー連盟）

12

4. ケアラー・ヤングケアラーの求める 支援と社会的な支援の必要性

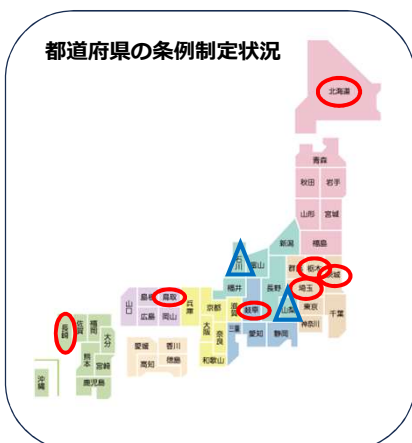
13

ケアラーを支援する条例の制定

2024年3月31日時点

現在、7道県、19市町でケアラー支援条例等が公布

都道府県の条例制定状況



※ヤングケアラー支援を規定する子供条例等：
山梨県、石川県

- 2020.3 埼玉県
- 2021.3 北海道栗山町
- 2021.6 三重県名張市
- 2021.9 岡山県総社市
- 2021.12 茨城県、北海道浦河町、岡山県備前市
- 2022.3 栃木県那須町
- 2022.3 北海道
- 2022.6 埼玉県入間市(YC支援条例)
- 2022.7 さいたま市
- 2022.9 福島県白河市
- 2022.10 長崎県
- 2022.12 鳥取県(ケアラー支援含む「支え愛条例」)
- 2023.2 奈良県大和郡山市
- 2023.3 栃木県、栃木県鹿沼市(YC支援条例)
- 2023.3 埼玉県戸田市
- 2023.6 埼玉県上尾市(子ども・若者ケアラー支援条例)
- 2023.12 北海道むかわ町
- 2024.2 福岡県みやこ町
- 2024.3 北海道恵庭市、埼玉県蕨市(YC支援条例)、
北海道苫小牧市(YC支援条例)、岐阜県、神奈川県鎌倉市

合計26

14

北海道ケアラー支援条例

条例の構造と主なポイント(各条項の趣旨を要約等して掲載)

支援の対象 ケアを行う側 … 家族の介護や援助を行うケアラー、ヤングケアラー(18歳未満)
 ケアを受ける側 … ケアラー、ヤングケアラーによる介護や援助を受けている家族

▼ 条例が目指す姿

第1条
【目的】 全てのケアラーとその家族等が孤立することなく健康で心豊かな生活を営み、
 将来にわたり夢や希望を持って暮らすことができる地域社会の実現

▼ 目的達成に向けた取組を進めていくに当たって基本となる考え方

第3条
【基本理念】 (1) 個人の尊重と孤立の防止(「自分らしい暮らし」の確保)
 (2) 年齢や環境に応じた適切な支援
 (3) 相互連携による地域全体での支援
 (4) ケアラーとその家族への一体的な支援
 (5) 子どもらしい成長や学びへの影響に対する配慮(ヤングケアラー)

▼ 支援を効果的に展開していくための柱となる施策

第11～13条
【基本的施策】 ①普及啓発の促進(関係機関や道民に対して行う広報、理解深化の取組)
 ②早期発見及び相談の場の確保(相談支援体制の充実強化)
 ③地域づくり(交流拠点の設置促進や支え合いの意識醸成)

▼ 相互連携を図る主体の責務や役割【第10条で「推進計画」の策定を義務づけ(道)】

第4～9条【責務、役割】 ◆道の責務◆市町村が担う役割の重要性(再認識)◆道民・事業者・関係機関・支援団体の役割

15

オーストラリアのケアラー支援

- ・「ケアラー貢献認識法(Carer Recognition Act)」(2010)

背景：オーストラリアはインフォーマル支援(家族・近隣)が活発で、ケアラーの負担が社会的な課題となっていた。

内容：レスパイトサービスが積極的に導入され、ケアラー・レスパイトセンターが各地に設置されている。アセスメントを受けて支援が受けられる。

特徴：ケアラーに直接金銭を支給する、ケアラー報酬、ケアラー手当、障害児支援報酬、ケアラー補助などがある。

16

イギリスのケアラー支援

- ・「ケア法」及び「子どもと家族法」（2014）

背景：イギリスでは、働きながら介護をする働く介護者の増加を懸念し、国や介護者支援団体、企業等が彼らへの支援を始めている。働く介護者に関する政府主導の検討会は、2013年に最終報告書をまとめ、施策を打ち出した。2014年には、介護者支援についても規定する介護法（The Care Act 2014）が新たに成立した。

内容：アセスメントの請求権に加え、介護者自身が、サポートを受ける権利を定めている

特徴：介護者手当、保険料の控除

ケアラーに対する支援についての再確認

- ・ 上野千鶴子の『ケアの社会学』は、ジェンダーからの視点や政策的な観点、歴史的な背景や文化、政治などからケアが捉えられています。高齢者の介護は家族に大きな負担を強いていることが、社会的な構造からも明らかにされています。
- ・ 2020（令和2）年3月には、ケアラー支援条例が全国で最初に埼玉県で制定されました。ケアラーとは無償でケアを提供する人を指し、家族もこの中に含まれます。第一条には「全てのケアラーが健康で文化的な生活を営むことができる社会を実現することを目的とする」と定められています。
- ・ 一方で、家族介護は家族愛や家族関係の一つの形となり、そこにはお互いの同意があり、心地よいケアを提供できる環境があって、初めて選択することができる社会になることが望まれます。

- ケアラーが望むサポートとしては、高齢者をケアしているケアラーは、**ケアラーに役立つ情報の提供、緊急時に利用できてケアの相手の生活を変えないサービス、電話や訪問による相談体制の整備、気軽に休息や睡眠がとれる機会**の確保があります。
- 障害者をケアしているケアラーは、**親家族が亡くなった後**の被介護者のケアと生活の継続、緊急時に利用できてケアの相手の生活を変えないサービス、ケアラーに役立つ情報の提供、入所施設等の生活の場の整備・充実を望んでいました。
- ヤングケアラーが望むサポートは、**特にないが最も多い**一方で、困った時に相談できるスタッフや場所、**信頼して見守ってくれる大人**、宿題や勉強のサポートを望んでいました。

「2021年北海道ヤングケアラー実態調査」より